

令和4年白老町議会定例会3月会議会議録（第1号）

令和4年3月8日（火曜日）

開 議 午前10時10分

散 会 午後 1時51分

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 行政報告について
- 第 5 令和4年度町政執行方針説明
- 第 6 令和4年度教育行政執行方針説明
- 第 7 議案第 1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第13号）
- 第 8 議案第 2号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 9 議案第 3号 令和3年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第 4号 令和3年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第 5号 令和3年度白老町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第 6号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）
- 第13 報告第 1号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 2号 財政的援助団体等の監査の結果報告について
- 第14 報告第 3号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)
- 第15 報告第 4号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)
- 第16 議案第16号 白老町産業振興基金条例の制定について
- 議案第17号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 白老町地域公共交通運行条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 白老駅北観光商業ゾーン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 2 4 号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 5 号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 7 号 白老町立特別養護老人ホーム事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 7 号 令和 4 年度白老町一般会計予算
議案第 8 号 令和 4 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
議案第 9 号 令和 4 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 1 0 号 令和 4 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
議案第 1 1 号 令和 4 年度白老町介護保険事業特別会計予算
議案第 1 2 号 令和 4 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
議案第 1 3 号 令和 4 年度白老町水道事業会計予算
議案第 1 4 号 令和 4 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
議案第 1 5 号 令和 4 年度白老町下水道事業会計予算
-

○会議に付した事件

- 議案第 1 号 令和 3 年度白老町一般会計補正予算（第 1 3 号）
議案第 2 号 令和 3 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 3 号 令和 3 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 4 号 令和 3 年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 5 号 令和 3 年度白老町水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 6 号 令和 3 年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 5 号）
報告第 1 号 例月出納検査の結果報告について
報告第 2 号 財政的援助団体等の監査の結果報告について
報告第 3 号 専決処分の報告について
（損害賠償の額の決定について）
報告第 4 号 専決処分の報告について
（損害賠償の額の決定について）
議案第 1 6 号 白老町産業振興基金条例の制定について
議案第 1 7 号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 8 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 9 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 0 号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 2 号 白老町地域公共交通運行条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 3 号 白老駅北観光商業ゾーン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

- 議案第24号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第25号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
議案第27号 白老町立特別養護老人ホーム事業基金条例を廃止する条例の制定について
議案第7号 令和4年度白老町一般会計予算
議案第8号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
議案第9号 令和4年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第10号 令和4年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
議案第11号 令和4年度白老町介護保険事業特別会計予算
議案第12号 令和4年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
議案第13号 令和4年度白老町水道事業会計予算
議案第14号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
議案第15号 令和4年度白老町下水道事業会計予算
-

○出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-------------|
| 1番 久保一美君 | 2番 広地紀彰君 |
| 3番 佐藤雄大君 | 4番 貳又聖規君 |
| 5番 西田祐子君 | 6番 前田博之君 |
| 7番 森哲也君 | 8番 大淵紀夫君 |
| 9番 吉谷一孝君 | 10番 小西秀延君 |
| 11番 及川保君 | 12番 長谷川かおり君 |
| 13番 氏家裕治君 | 14番 松田謙吾君 |
-

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

- | | |
|-----------|----------|
| 8番 大淵紀夫君 | 9番 吉谷一孝君 |
| 10番 小西秀延君 | |
-

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|--------|-------|
| 町長 | 戸田安彦君 |
| 副町長 | 古俣博之君 |
| 副町長 | 竹田敏雄君 |
| 総務課長 | 高尾利弘君 |
| 企画財政課長 | 大塩英男君 |
| 政策推進課長 | 富川英孝君 |
| 産業経済課長 | 工藤智寿君 |

生活環境課長	三上裕志君
町民課長	久保雅計君
上下水道課長	野宮淳史君
建設課長	舛田紀和君
健康福祉課長	下河勇生君
高齢者介護課長	山本康正君
子育て支援課長	渡邊博子君
学校教育課長	鈴木徳子君
生涯学習課長	池田誠君
消防長	早弓格君
病院事務長	村上弘光君
代表監査委員	菅原道幸君
産業経済課参事	藤澤文一君
政策推進課参事	伊藤信幸君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	本間力君
主査	八木橋直紀君

◎開議の宣告

○議長（松田謙吾君） 本日3月8日は休会の日ではありますが、議事の都合により、特に定例会3月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時10分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、8番、大淵紀夫議員、9番、吉谷一孝議員、10番、小西秀延議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、2月22日、25日及び本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会小西秀延委員長。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、2月22日、2月25日、及び本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果について、ご報告いたします。

本委員会での協議事項は、令和4年定例会3月会議の運営の件であります。

まず、2月21日・22日の2日間、議案説明会を開催し、3月会議に提案される議案の概要の説明を受けた後、その取扱いについて協議を行いました。

定例会3月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、令和3年度各会計補正予算6件、令和4年度各会計予算9件、条例の制定及び一部改正等12件、合わせて議案27件であります。

また、本日、町長の提案に係るものとして、専決処分の報告2件の追加提出がありました。担当課長から報告の説明を受け、報告第3号及び報告第4号は本日の日程に供することとしました。

議会関係としては、発議1件と例月出納検査等の報告、議員の派遣承認、意見書案、及び委員会報告等が予定されております。

その取扱いの協議結果は、会議規則第31条の規定に基づき、一括して議題とする事件は、議案第7号から第15号までの令和4年度各会計予算の9議案と、この新年度予算に関連する議案第16号から第20号、議案第22号から第25号まで及び第27号の10議案、合わせて19議案を一括とし、また、監査に関する報告第1号及び第2号の2議案を一括とするものであります。

次に、議会関係の議案であります。

代表及び一般質問は、2月25日・10時に通告を締め切り、代表質問5会派5人から10項目の通告、一般質問は6人から8項目の通告を受けております。

このことから、代表質問は、通告どおりに、日程は3月9日の1日間を予定しており、一般質問は、通告どおりに行い、日程は3月10日から11日の2日間を予定しております。

次に、令和4年度各会計予算と関連議案の19議案は、議会運営基準の規定により、議長を除く全議員による予算等審査特別委員会を設置し、3月15日から17日の3日間、休会中の審査とすることに決定いたしました。

以上のことから、定例会3月会議の期間については、代表質問及び予算等審査特別委員会の審査期間を考慮して、本日から3月18日までの11日間としたところであります。

最後に、定例会3月会議は、新年度予算の審議等もありますので、議会運営に特段のご協力をいただきますよう、お願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第3、議長から諸般の報告をいたします。

定例会3月会議の再開は、議案等の審議の関係上おおむね11日間としたところでありますが、全日程につきましては別途お手元に配付のとおりであります。

また、議会休会中における動向につきましても別途お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 令和4年白老町議会定例会3月会議の再開に当たり、行政報告を申し上げます。

初めに、白老町立国民健康保険病院における常勤医師の採用についてであります。かねてより懸案となっていた整形外科常勤医師について、このたび福岡県春日市の民間医療機関に勤務している整形外科医師、田崎法昭氏64歳を4月1日付で新規採用する運びとなりました。本病院における田崎医師の担当については、外来及び入院診療や各種健診等に加えて骨折やその他外傷に対する初期治療、腰痛や各関節症、筋肉痛や骨粗鬆症に対する治療や関節注射などの専門領域について幅広い経験と実績を有しております。田崎医師ご自身も当院における地域医療

の推進に大変意欲を示しているところであり、待望の整形外科医師の採用をきっかけに回復期医療の充実を図ってまいり所存です。

次に、国内クルーズ船「にっぽん丸」の白老港初寄港についてであります。本船は、「飛鳥Ⅱ」、「ぱしふいっくびいなす」と並ぶ3大邦船クルーズの一つであり、これまで「にっぽん丸」を運営する商船三井客船株式会社に対して地道なポートセールスを実施してきた成果と捉えております。今回のツアーは、「新潟発着 初夏の北海道クルーズ」と題して6月11日から14日までの3泊4日で行われ、6月12日の白老港寄港時には民族共生象徴空間ウポポイへのバスツアーなどが企画されているところです。本町としてはコロナ対策に万全を期した中で初寄港を歓迎するとともに、今後においてもクルーズ船の誘致に努めてまいります。

なお、本3月会議には議案27件、報告2件の提案を申し上げますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（松田謙吾君） これで行政報告を終わります。

◎令和4年度町政執行方針説明

○議長（松田謙吾君） 日程第5、この際、町長から令和4年度の町政執行方針の発言の申出がありますので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 令和4年白老町議会定例会3月会議の再開に当たり、4年度の町政執行に臨む私の所信と予算編成の概要について、申し上げます。

私は、平成23年11月に町長に就任してからこれまで、町民の皆様や関係団体の温かいご支援並びに議員の皆様のご指導の下、「みんなの心つながる、笑顔と安心のまち」そして第6次総合計画に定める将来像「共に築く希望の未来 しあわせ感じる元気まち」を基本姿勢として、多くの課題解決に全力で取り組んでまいりました。

4年度においても、目の前の課題のみにとらわれることなく町民の皆様とともに新たな白老の創造のため、オール白老体制で町政の運営とまちづくりをしっかりと進めていく考えであります。

さて、本年2月の月例経済報告では「景気は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる。」とされ、「感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。」とされております。

国においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を含め最悪の事態を想定した上で各種の対応に万全を期するとともに経済財政運営に当たっては、ウィズコロナの下で、社会経済活動の再開・継続を図りつつ、安全・安心を確保していくとともに、「経済対策」を迅速かつ着実に実施するとされており、本町においても国と基調を合わせた取組を進めることが求められるところでもあります。

このような状況を踏まえ、4年度の町政執行の基本的な考え方につきましては、これまで同

様、「第6次白老町総合計画」の基本目標に基づき、町民の皆様の将来にわたる安全・安心な暮らしを確保しながら、まちの持続的な発展に向けて、全力を尽くしてまいります。

次に、町政に臨む基本姿勢についてであります。

4年度におきましては、「安心・充実・未来への投資」をテーマとして次の3つを重点に、まちづくりを進めてまいります。

1つ目は「コロナに負けない安心して暮らせるまちづくり」であります。

今なお、終息の見えない新型コロナウイルス感染症につきまして、4年度においても対策にしっかりと取り組み、町民の皆様の生命・財産を守り、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症への対応については、現在、ワクチンの3回目接種を進めており、昨年12月から、医療従事者等を対象に接種を開始したところであります。

1月からは、高齢者施設入所者及びその従事者を、2月からは、個別接種及び集団接種により、高齢者の接種を開始しており、18歳から64歳以下の一般対象者についても、国の方針を踏まえながら接種間隔を6か月間隔に短縮し、早期にワクチン接種を終える目標を持って進めてまいります。

次に、町民生活と経済活動への支援についてであります。新型コロナウイルスの感染拡大が地域経済に与えた影響は大きく、依然として厳しい状況が続いており、長期にわたりその影響があると捉えております。本町では、プレミアム商品券発行事業や事業者経営支援事業など事業者の経営の下支えをしながら、感染対策と経済活性化の両立を図ってきたところでありますが、4年度においても、これまで実施してきた事業を検証し、国や北海道の施策を見据えながら、引き続き町民生活の安定化と地域経済の立て直しを図ってまいります。

今後も引き続き、正しい感染予防の啓発や発生状況などの最新の情報を発信するとともに、関係機関と連携を図りながら感染予防対策に万全を期す考えであります。

2つ目は「地域生活を支えるインフラが充実するまちづくり」であります。

インフラは、人々の生活を支える基盤であり、私たちの生活になくてはならないものであります。インフラをさらに強く、便利に、そして誰もが使えるように発展させ、町民生活環境の充実を図るため、町民の皆様からの要望の声が高いものの課題の解決に向けて、優先順位をつけながら、計画的にインフラの整備を進めてまいります。

道路につきましては、町民生活の安全性確保に向けた地域内生活道路の整備推進として、北吉原中通り改修事業や虎杖浜北3番線簡易舗装事業を実施するほか、地域要望に基づく町道補修事業を実施してまいります。

橋梁長寿命化事業につきましては、道内初となる国土交通省などで構成される「道路メンテナンス技術集団」の直轄診断結果を基に、国の修繕代行制度を活用し、白老橋の補修工事を実施してまいります。

公園の整備につきましては、白老町公園施設長寿命化計画に基づき、萩の里自然公園の整備のほか、公園遊具の更新に取り組んでまいります。

上水道につきましては、「白老町新水道ビジョン・経営戦略」の策定に取り組み、安全で安心

な水道水を安定的に供給することを基本理念として事業を推進してまいります。

3つ目は「未来を見据えた施設の長寿命化や適正配置を計画的に推進するまちづくり」です。

今後、人口減少社会がさらに進行すると見込まれる中、持続可能な行財政運営と質の高い行政サービスを次世代に引き継ぐためには、本町の公共施設の抜本的な見直しを図り、効率的かつ効果的な維持管理や再配置の推進は避けて通れないものと考えております。

公共施設等を維持していくためには、多額の更新・修繕費用等が見込まれることから、全体の状況や未来を見据えて財政状況と経費のバランスを取りながら、改修・更新・長寿命化等を計画的に実施してまいります。

4年度は、白老町公共施設等総合管理計画に基づき、旧森野福祉館の解体工事、旧東町福祉館の解体工事实施設設計のほか、子ども発達支援センターの大規模改修事業を実施いたします。

また、町立病院改築事業につきましては、3年度までに受託事業者を決定したことから、4年度中に基本設計、実施設計を行い、地域住民に親しまれる地域医療の拠点となるよう、早期改築に向けて取組を進めてまいります。

さらに、本町の多様なアイヌ伝統文化保存・伝承、相互交流の中心施設として、高砂地区において多機能型生活館の整備事業に取り組むとともに、役場庁舎につきましても、建設基本計画の策定など改築に向けて取組を進めてまいります。

次に主な施策につきまして、総合計画の基本方針に沿って申し上げます。

初めに、「人と自然が共生した、住みよい生活環境のまち」についてであります。

身近な安全につきましては、高齢運転者による交通事故が増加傾向にあることから、運転に不安を感じる高齢者が運転免許証を自主的に返納しやすい環境づくりを行うため、私の公約でもあります「高齢者運転免許自主返納サポート制度」を開始します。

防災・減災につきましては、様々な自然災害による被害をできるだけ少なくするため、実践的な防災訓練を実施するほか、防災意識の醸成や資機材等の整備・充実を通じて、地域防災力の強化による災害に強いまちづくりを推進してまいります。

環境美化衛生につきましては、身近な環境美化に努めるほか、豊かな自然環境を維持する取組としてヨコスト湿原環境調査を実施します。

循環型社会形成につきましては、地球温暖化対策として、「カーボンニュートラル」を推進するため、町民・事業者への周知啓発に取り組むとともに、省エネルギー施策のさらなる推進や再生可能エネルギー利用の拡大など、段階的に取り組んでまいります。

都市計画につきましては、都市計画マスタープランの改訂とその高度版である立地適正化計画の策定を行い、都市の将来展望を示すとともに、自然災害等に対応する適切な土地利用に向けた取組を進めてまいります。

公共交通につきましては、3年度に実施したダイヤ改正の定着を図るとともに、4年度は、定期券の導入に続き、回数券の設定を行うなど、地域住民に必要とされる都市機能としてさらなる利便性向上と充実に努めてまいります。

地域情報化につきましては、町民の皆様との情報共有化を推進するとともにリアルタイムに情報発信できるホームページ作成環境を構築するため、町公式ホームページのリニューアルを

実施します。

次に「思いやり、支え合い、みんなが元気で暮らせる健幸のまち」についてであります。

地域医療につきましては、町立病院は地域における基幹的な公立医療機関として、信頼向上に努めるとともに整形外科常勤医の確保に取り組み、医療提供体制の改編を行い、地域医療の向上を図ってまいります。

子ども・子育てにつきましては、子どもの発達に応じた適切な支援や子育て向上のための支援に取り組み、次代を担う子どもたちの健やかな成長と子育て中の親を支える相談支援体制や情報発信など、安心して子育てできる環境づくりの充実を図ってまいります。

地域福祉・高齢者福祉につきましては、高齢社会の進展に伴い、判断能力が十分でない方の権利擁護の取組が一層重要性を増しており、地域包括支援センターなどと連携し、引き続き、きめ細かな相談体制の確保に努めるとともに、関係機関との協議を踏まえ、成年後見センターの体制整備に取り組んでまいります。また、住み慣れた地域において生活を続けていくために障がいのある方の日常生活及び社会生活の総合的な支援の充実を図ってまいります。さらに、介護福祉分野における人材不足の解消と雇用の促進及び介護サービスの充実を図るため人材確保対策に取り組んでまいります。

次に「豊かな心を育み、生きがいを感じる学びのまち」についてであります。

学びのまちづくりにつきましては、2年度において策定した白老町教育大綱に掲げた基本理念であります「ともに学びあい ころもひびかせ 笑顔かがやく 教育の町 しらおい」に基づき、まちづくりの確かな基盤となる教育の創造と実践に取り組んでまいります。

スポーツにつきましては、スポーツを通じた健康増進を図るため、軽スポーツ健康増進事業を実施するなど日常的に気軽にスポーツに親しむ環境づくりを推進してまいります。

民族文化につきましては、新たな「白老町アイヌ施策基本方針」に基づき、アイヌ民族の尊厳の尊重や文化伝承など、総合的な白老地域のアイヌ施策の推進を図ってまいります。また、アイヌ関係団体やウポポイ等との連携、国際交流の促進により、アイヌ文化の魅力発信と普及啓発に取り組んでまいります。

次に、「魅力と活力にあふれ、賑わいが生まれる産業のまち」についてであります。

産業連携・雇用につきましては、人口減少を抑制するため、しらおい移住・滞在交流促進協議会と連携して情報提供、相談体制の充実を図り、関係人口の創出に力を注いでいきます。

港湾につきましては、第3商港区の静穏度向上に向けた施設整備や港湾区域内の安全確保対策に努めるとともに、6月に予定されるクルーズ客船「ぱしふいっくびいなす」の寄港に向けて、万全の体制で受入れを行うなど、引き続きクルーズ客船の誘致活動を展開してまいります。

商工業につきましては、景気動向、町内事業者の現状を見極めつつ、適宜経済対策を講じ、町内企業の経営環境の安定に努めるとともに、商店街などの空き店舗対策や創業・安定化に向け継続的な支援に取り組んでまいります。

観光につきましては、本町の特色ある文化資源を生かした観光の魅力を発信するとともに、DMO本登録に向けた取組を加速させてまいります。

農林水産業につきましては、本町の特産である白老牛の生産体制強化や資源管理型漁業及び

栽培漁業の拡充、森林環境の整備など1次産業の基盤強化を図り、力強い地域産業の基盤を構築してまいります。

次に「共に生き共に創る、町民主役のまち」についてであります。

地域活動につきましては、町民まちづくり活動センターを中心に、地域支援員と各町内会等との連携を図り、がんばる地域コミュニティ応援事業補助金の活用や地域コミュニティ基本指針の策定を通して地域課題の解決に向けた支援を行い、地区コミュニティの活性化を図ってまいります。

行財政運営につきましては、3年度にスタートした白老町行財政改革推進計画に基づき、「行政サービスの充実」、「効率的・効果的な行政運営」、「健全な財政運営」を柱として、将来の世代に大きな負担を残さない健全な行財政運営を進めてまいります。

次に、予算編成について申し上げます。

国は、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面において、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化等に対応する経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した予算計上を行う一方、それらの取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととしております。また、歳入面においては、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額は、3年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしております。

地方財政計画であります。地方税・地方譲与税は、前年度を上回り、9.8%の増加となるとともに、地方交付税は、前年比3.5%の増加となります。一方で臨時財政対策債は、前年度を大きく下回る67.5%の減少となりました。

この結果、一般財源総額は、ほぼ前年同額となっております。

4年度予算編成につきましては、町政に臨む基本姿勢で申し上げたとおり「安心・充実・未来への投資」をテーマとして、新型コロナウイルス感染症対策、町民の皆様からの要望の聲が高いものに可能な限り対応するインフラ整備、公共施設の長寿命化等のほか3年度からスタートした白老町行財政改革推進計画に基づき、積極的に行財政改革に取り組むための「行財政改革推進枠」を設定するなど予算の重点化を図り、メリハリをつけた予算を編成いたしました。

この結果、一般会計につきましては、総額107億円、前年比3億8,000万円、3.7%の増加となり、過去10年間で3番目に大きい予算規模となっております。

次に、歳入歳出の概要についてであります。

最初に歳入についてであります。

町税につきましては、町民税は、人口減少や高齢化のほか、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響等を見込んでおりましたが、4年度は実績見合いとして774万8,000円の増、固定資産税は、償却資産の減価償却分などを見込み、3,233万4,000円の減、町税全体では前年比1,875万5,000円、0.8%減の23億4,967万9,000円を計上しております。

交付金関係につきましては、地方消費税交付金が前年比3,000万円、7.2%増の4億4,900万円を計上するとともに、法人事業税交付金が、前年比800万円増の2,300万円を見込み、交付金関係全体では、6億4,440万円を計上しております。

地方交付税につきましては、地方財政計画で前年比3.5%の増となっており、普通交付税は、人口の減少や公債費の減少を見込むものの、3年度の実績等を踏まえ、前年比3億5,000万円増、11.7%増の33億5,000万円を計上し、特別交付税は2,000万円を減額し、4億1,000万円を計上しております。

町債につきましては、通常債は6億110万円、内訳として、通常一般分1億3,770万円、過疎債ハード分3億9,670万円、過疎債ソフト分6,670万円とし、前年比1億8,290万円、43.7%の増、臨時財政対策債は、1億9,370万円、50.5%減の1億9,000万円を計上しております。町債全体では1,080万円、13%減の7億9,110万円を計上しております。

次に、歳出であります。

經常経費につきましては、総額86億8,905万1,000円で、前年比2,205万円、0.3%の減となっております。主な増減の要因は、給与費888万2,000円の増、繰出金6,275万1,000円の減、公債費6,100万3,000円の減、一般行政経費3,820万6,000円の増であります。

臨時事業費につきましては、総額20億1,094万9,000円で、前年比4億205万円、25%の増となっております。その内訳として、継続事業は98件、17億2,595万3,000円で、前年比、4億4,777万1,000円、35%の増とし、新規事業は、45件、2億8,499万6,000円で、前年比、4,572万1,000円、13.8%の減により計上しております。

次に、特別会計、企業会計について申し上げます。

初めに、特別会計5事業につきましては、総額52億8,412万1,000円で、前年比6,620万円の増となっております。

主な増加事業会計は、国民健康保険事業特別会計が6,870万円の増、介護保険事業特別会計が4,740万5,000円の増、減少事業会計は、介護老人保健施設事業特別会計が802万2,000円の減、特別養護老人ホーム事業会計が廃止により5,342万5,000円の減となっております。

次に、企業会計3事業であります。その総額は36億373万2,000円で、前年比2億815万7,000円の増となっております。

水道事業会計につきましては、収益的収支の収入で209万6,000円の減、支出で275万9,000円の減とし、資本的収支では、収入は同額、支出で1,559万4,000円の増としております。

国民健康保険病院事業会計につきましては、収益的収支の収入、支出ともに、666万1,000円の増とし、資本的収支では、収入、支出ともに、1億1,908万6,000円の増としております。

下水道事業会計につきましては、収益的収支の収入で2,587万3,000円の増、支出で1,268万8,000円の増とし、資本的収支では、収入で1,673万3,000円、支出で5,688万7,000円の増としております。

一般会計からの繰入金は、6,275万1,000円の減で、主な減少事業会計は、下水道事業会計、4,020万円の減、特別養護老人ホーム事業特別会計、2,295万1,000円の減であります。

以上、予算編成の概要につきましてご説明申し上げましたが、詳細については、後ほど予算案の審議に沿って担当より説明させていただきます。

以上の結果、4年度の当初予算は、一般会計107億円、特別会計52億8,412万1,000円、企業会計36億373万2,000円、合計195億8,785万3,000円であります。

以上、町政に臨む私の基本姿勢と主な施策、予算の概要について申し上げます。

新型コロナウイルスの感染症が終息していない現状の中では、不安要素が多く、混沌とする社会において、閉塞感に押しつぶされそうになります。しかしながら、どんな状況であろうと、関係する方々としっかりと向き合い、お互いの信頼を高め、「人と人との繋がり」を大切にしながら「ふるさと白老」をしっかりと次の世代へと引き継いでいく、その決意を持って、4年度も全力でまちづくりに取り組んでまいります。

最後になりますが、町民の皆様、そして議員の皆様のより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、4年度に当たっての町政執行方針といたします。

◎令和4年度教育行政執行方針説明

○議長（松田謙吾君） 続いて、日程第6、教育長から令和4年度の教育行政執行方針の発言の申出がありますので、これを許可いたします。

なお、本日安藤教育長が欠席のため、教育執行方針を鈴木学校教育課長からお願いします。鈴木学校教育課長。

〔学校教育課長 鈴木徳子君登壇〕

○学校教育課長（鈴木徳子君） 令和4年白老町議会定例会3月会議に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症という新たな脅威と向き合い、2年余りが経過しました。今、なお予断を許さない状況が続いておりますが、感染拡大がもたらした危機は私たちの暮らしや社会経済活動をはじめ、あらゆる分野・領域に大きな影響を及ぼしています。

加えて、人口減少やグローバル化、経済格差の拡大などによって、人々の価値観や生活様式が大きく変わり、従来の知識や経験だけでは解を見いだすことが難しい時代となりました。

こうした変化の激しい時代にあって、子供たちがより複雑化する課題や困難を乗り越え、豊かな人生を切り開いていくためには、自らのよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、持続可能な社会のづくり手として成長していくことが求められています。

そのため、学校教育においては、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを一体として取り組み、「令和の日本型学校教育の構築」を具現化することが、重要な課題となっております。

また、生涯学習においては、これまで余暇を活用し個人の趣味や教養、資質を高めることが目的や動機となっていましたが、今後はそうした学びが個人の財産でとどまらず、広く社会や公共に還元され、活力ある地域社会の創造に向けて、多様化する地域課題の解決に取り組むことが期待されています。

こうした時代の潮流を踏まえながら、第3次白老町社会教育中期計画に基づき、町民の皆さんの心の豊かさの実現や生きがいの発見、つながりづくりや地域づくりの創出のため、学習機会の拡充や学習環境の整備に努めてまいります。

教育委員会としては、学校・家庭・地域と連携を深めながら、白老町教育大綱の推進基本理

念である「ともに学びあい ころろひびかせ 笑顔かがやく 教育のまち しらおい」の実現を目指し、創意ある教育行政の推進に取り組んでまいります。

以下、学校教育、生涯学習の順に、令和4年度における主な施策を申し上げます。

初めに、学校教育について申し上げます。

「新しい時代に生きる子供たちの豊かな成長を支え育む」についてであります。

確かな学力の育成につきましては、第3期「児童生徒の学力向上を目指す白老町スタンダード」の最終年度を迎え、ICT環境を活用しながら探究型授業の改善を進め、児童生徒が主体的に学ぶ学習活動の定着を推進してまいります。

また、情報活用能力を育成するとともにICT機器を正しく活用することができるようメディア・コントロールについて学校・家庭との連携強化を図ってまいります。

このほか、小規模校における遠隔授業の推進やタブレットを活用した個に応じた指導の充実など個別最適な学びの実現に努めてまいります。

豊かな心を育む教育活動の推進につきましては、考え、議論する特別の教科道德の充実を図るとともに、読書習慣の定着やしらおい子ども憲章の具現化などを通して子供たちの心の豊かさを育てまいります。

また、いじめへの対応につきましては、「白老町いじめ防止基本方針」や各学校のいじめ防止基本方針に基づき、学校全体で未然防止と早期発見、早期解消を図り、子供たちが安心して通うことができる学校づくりに取り組んでまいります。

不登校への対応につきましては、登校することが難しい児童生徒へのICT機器を活用した支援の検討を進め、多様な学習機会の保障と子供を取り巻く環境の改善を図ってまいります。

健やかな体の育成につきましては、3年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査で大きく改善され全国平均を上回ることができましたが、引き続き各学校における一校一実践の取組や体育の授業の充実を図ります。

食育の推進につきましては、安全安心で栄養バランスの取れた学校給食を提供するとともに地場産物を積極的に使用し、ふるさとへの愛着を育み、食べることへの興味・関心を高めながら、望ましい食習慣の形成を図ってまいります。

特別支援教育の充実につきましては、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、各種教育機関が実施する研修への参加を奨励し、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を充実させてまいります。さらに、子育て支援ファイル「みらいすけっち」の活用方法についても検討を行ってまいります。

次に、「地域に信頼され、地域とともにある学校づくり」についてであります。

ふるさと教育の充実につきましては、これまでの「ふるさと学習指導モデル」の実践を発展させた「白老未来学」の構築に向け、地域の自然や文化・歴史を大切にしながらふるさとへの愛着を持ち続ける子供を育成するため、小中学校の発達段階や系統性を踏まえたカリキュラムの作成に取り組んでまいります。

地域とともに育つ学校づくりににつきましては、各中学校区におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の活動が地域の中でさらに定着することを目指し、保護者、地域住民

への積極的な周知や研修会の実施を行います。

また、3年度に作成した「幼保小連携・接続プラン」に基づいたスタートカリキュラムによる取組を進めるとともに、教育研究会を活用した小中一貫・連携教育の推進を図ってまいります。

安全・安心の保障につきましては、就学援助の費目にオンライン通信費などを追加し、家庭でのタブレットの活用を推進するとともに、公費による各種検定を継続してまいります。

また、北海道栄高等学校の協力を得て白老寺子屋を開催し、学習意欲や学力の向上を図るほか、東京大学の学生と一緒に楽しみながらプログラミングを学び、論理的な思考の育成を図ります。

子供たちの安全の確保については、登下校の在り方を検討するとともに、通学路の定期点検や学校の危機管理対応マニュアル等の見直し、食物アレルギーに関する教職員研修の充実を図り、事故の未然防止や防災・減災に努めてまいります。

次に、「多様化するニーズに対応した教育環境整備の推進」についてであります。

学校の組織運営体制の充実につきましては、学校における働き方改革を進め、校務支援システムやスクール・サポート・スタッフの積極的な活用、ICT機器研修の推進を通して、教職員の業務に係る負担を軽減し、子供たちと向き合う時間の確保に努めてまいります。

また、部活動については、学校間連携により、2校合同での活動や生徒のニーズに合わせた部活動の実現に努めます。

教育環境の充実につきましては、学校を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、関係計画と整合性を図りながら地域の実情に応じた適正規模など望ましい教育環境の在り方の方向性を検討してまいります。

また、萩野小学校校舎の大規模改修については、令和4年度の完了を予定として、町内の小中学校施設の耐震化100%の達成を進めてまいります。

このほか、ICT環境の充実については、家庭へのWi-Fiルーターの貸出しやウイルス対策ソフトの導入、職員室のインターネット環境整備などを行ってまいります。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

初めに、「社会教育活動の充実」についてであります。

社会教育事業の推進につきましては、町民の自主的な学習活動を促進し、学習の成果を地域における活動や社会参画等に生かすため、教育委員会として社会教育関係団体等との連携を深めるとともに、多様な団体を結びつけるコーディネート機能の充実にも努めてまいります。

青少年教育の推進につきましては、子供たちが、ふるさと白老の歴史や文化、自然、産業など、地域の資源や魅力を知る取組を通じて、地域の課題やよさ・可能性に気づき、地域への愛着を育む事業を実施してまいります。

また、北海道教育委員会からの指定を受けて、白老東高等学校が町内各団体と協働して取り組む「北海道CLASSプロジェクト」への支援を引き続き行ってまいります。

成人教育の推進につきましては、町民の多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、地域で活躍する実践者を講師に招聘して、公民館講座事業のさらなる充実にも努め、町民の学びを

地域へ還元する取組を行ってまいります。

高齢者教育の推進につきましては、人生100年時代の到来を踏まえた高齢者大学の活動内容、組織、施設等の課題を整理し、大学の今後の在り方について、運営委員会など学生の声に耳を傾けながら検討を進めてまいります。

芸術文化活動の推進につきましては、白老町文化団体連絡協議会をはじめ、町内の各文化団体と連携して町民の芸術文化活動への支援を継続してまいります。

しらおい創造空間「蔵」については、老朽化が進行する施設の修繕や管理、活用の在り方などの方向性を示すため、関係者及び庁舎内での協議を行ってまいります。

文化財の活用につきましては、史跡や元陣屋資料館の魅力をさらに高めるため、体験イベントなどを通して文化財に対する理解と来館者数の増加を目指してまいります。

また、元陣屋資料館友の会の会員がガイドとしての資質向上を図るため、先進的な取組を行う博物館や史跡等への視察研修を引き続き行ってまいります。

文化財の保存整備につきましては、陣屋跡の文化財資源としての価値を高めるため、有識者による協議を継続し、発掘調査などを実施して、その成果を「史跡白老仙台藩陣屋跡整備基本計画」につなげてまいります。

一方、郷土読本の刊行により、本町の誇る歴史を後世に伝えてまいります。

読書活動の推進につきましては、「第四次白老町子供の読書活動推進計画」に基づき、ブックスタート事業をはじめとした読書活動を継続し、幼少期より家族と一緒に本に親しむことができるよう、親子読み聞かせなどの取組を推進してまいります。

また、高齢者へのニーズに対応した環境整備を進めるとともに、図書予約システムの利用促進やホームページ等を活用した情報発信を積極的に行い、利用者サービスの向上に努めてまいります。

スポーツの推進につきましては、スポーツ団体数の減少に伴う活動の低下が指摘される中で、体育協会や町内のスポーツ団体と連携し、団体活動の積極的な周知を図るとともに、地域スポーツ活動を継続的に進めていくため新たな人材の発掘や育成に努めてまいります。

健康増進活動の推進につきましては、町民が健康で生き生きと暮らすことができるよう、関係課や町内団体等との連携による講座を新たに設け、町民の生きがいづくりやコミュニティの活性化を促進いたします。

施設の整備・活用につきましては、多くの施設が建設から30年以上経過しているため、安心して利用していただけるよう維持修繕に努めるとともに、町が策定する公共施設等総合管理計画との整合性を図り、計画的な長寿命化への対応に取り組んでまいります。

また、既存施設の有効利用を図るため、指定管理者の持つノウハウやネットワークを生かし、利用者目線に立った事業展開を推進してまいります。

次に、「次代を担う青少年の育成」についてであります。

青少年の健全育成につきましては、少子化、情報化、過疎化により、地域社会の結びつきが弱まり、地域の教育力が低下しているとの指摘もあるため、青少年センターを中心に、学校・家庭・地域の連携協力を強め、地域全体で子供を育てる環境づくりを進めてまいります。

地域連携による教育活動の推進につきましては、青少年育成町民の会などとの連携を一層強化して、地域づくりを担うリーダーを育成し、地域活動に参画する人材づくりに取り組んでまいります。

しらおい子ども憲章の推進につきましては、本憲章の考え方を地域住民や保護者などに浸透させていく活動を進めるためにも町民の会をはじめとした関係団体との情報共有に取り組んでまいります。

以上、令和4年度の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

これまで当たり前であった日常が大きく変わり、先を見通すことや答えのない問いへの対応が求められておりますが、そうした中であっても「学び続けるひとづくり」を推進することが今、教育行政が果たす重要な役割であると再認識しております。

教育委員会といたしましては、様々な事業推進により多様な教育的ニーズへ対応するとともに、「豊かな心を育み、生きがいを感じる学びのまち」の実現を進めてまいります。

町民の皆様、並びに、町議会議員の皆様の一層のご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます、令和4年度教育行政執行方針といたします。

○議長（松田謙吾君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時14分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次の日程に入ります前にお諮りいたします。議案の内容等によりまして先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

これより議案の審議に入ります。

◎議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第13号）

○議長（松田謙吾君） 日程第7、議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第13号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） それでは、議案第1号の説明をさせていただきます。

議案書の議1—1をお開きください。議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第13号）。

令和3年度白老町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,636万8,000円を減額し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億619万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほど申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。ほぼ全部の款にわたる補正予算でありますので、区切りを設け質疑を行います。歳出から質疑に入ります。議案第1号の24ページをお開きください。24ページから33ページ、2款総務費の歳出について、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

次に、32ページから41ページ、3款民生費の歳出について、質疑があります方はどうぞ。

2番、広地紀彰議員。

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。2点質問いたします。

まず、36、37ページ、子ども医療費助成事業についてです。これは確認の意味で伺いたいと思うのですが、予算3,000万円余りに対して補正額でほぼ半分になっていますが、これはもしかしたらコロナの影響なのかと見てとれたのですけれども、この医療費助成の関係、執行残の関係をどのように押さえているのかどうかについて伺います。

あと、38ページ、39ページ、多機能型生活館の整備事業についてです。これは委託料を委託しないでやったということで予算を減額するといった旨の説明を受けていまして、多分内製化したのかなど。そういった点からいうと、大変ご苦労されたのではないかなと思うのですけれども、この辺りの経緯について。

○議長（松田謙吾君） 久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） 子ども医療費の関係についてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、お子さんが病院にかかる医療費の関係なのですけれども、最大限ある程度数字で医療費、こちらは申請があつて払戻しするという手続なものですから、最大限見て予算のほうは計上しておりますが、今年度の実績等を勘案しますと致し方ないところではあります。半額程度に減額になってしまうという状況でございまして、一応予算としては最大限確保した上で予算計上のほうはさせていただいているという状況でございまして。恐らくコロナの影響は多少はあるかと思っておりますけれども、2年分遡って申請することもできるものですから、そういったところで多少はあるかと思っておりますが、そういうような状況で計上している状況

でございます。

○議長（松田謙吾君） 伊藤政策推進課参事。

○政策推進課参事（伊藤信幸君） ただいま議員のご質問がございました多機能型生活館の整備事業の今回の減額補正についてのご質問にお答えしたいと思います。

議員がおっしゃいますとおり、当初令和3年度につきましては基本設計の業務を行うということで、基本的には委託業務を想定しておりました。しかしながら、設計に当たっては内部で何とかそこら辺の自助努力でできないかということで、基本方針の検討、そして基本設計業務につきまして我々アイヌ政策推進室並びに建設課の協力をいただきながら内部で整理することができましたので、今回減額補正させていただくということになってございます。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。1点目の子ども医療費の関係は、余裕を見たという部分で理解できました。有効に活用していただいて子育ての一助になればいいと考えて、事情は分かりましたので、結構です。

多機能型生活館の関係なのですけれども、これは公共施設の適正配置の関係でこれからこういったことがどんどん進んでいく時代に入ってくると捉えている中で、委託しないでやったという一言なのですけれども、これはすごく大切なことだと感じています。予算が減ってよかったというのは当然あるのですけれども、それ以上に多機能型生活館をどうやって機能を充実させていくかということのをこれからのまちづくりを担っていく職員の方たちの手をつくったということが、外部へもちろん委託しなければいけないことも多々あると思うのです。ただ、これからのまちづくりを担っていく方たちが将来的にあの施設、私たちが頑張ったのだという誇りを胸に自分たちでしっかりと考えていくと。機能も追加した新しい生活館を自分たちでつくっていくという、そういう姿勢は大変大切なことだと感じています。そういった意味でも意義深いことだと考えていますが、その点についてもう一度だけ伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 伊藤政策推進課参事。

○政策推進課参事（伊藤信幸君） 今回職員で行うというところに当たりましては、私ども役場庁舎、関係する建設課も含めてでございますが、当然ながら利用を想定するアイヌの関係団体の皆様、利用される地域団体の皆様のご意見もいただきながら、基本方針の検討に当たってのいろいろ肉づけだとか、そういったものもさせていただきました。そういった広く意見をしっかりと捉えながら、内部で対応できるところ、あとは外に出してお願いするところは当然やっていく、そのすみ分けはしっかりと捉えながら、これからはっきり意見を聞きながら施設整備を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） それでは、次に行きます。

40ページから49ページ、4款環境衛生費の歳出について、質疑があります方はどうぞ。

4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。48ページ、49ページにかけて環境衛生費の1目病院

事業費、国民健康保険病院の繰出金等でマイナス216万2,000円になっておりますが、この財源区分の中でアイヌの政策推進交付金ですか、が医師の確保ができなくてマイナス818万7,000円ということだという説明を受けておりますが、これに対して獲得できなかったと。これは国からの交付金ですから、その獲得できなかった中においてペナルティーですとか、そういったようなことがあるのでしょうか。まず、その1点確認させてください。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） アイヌ政策推進交付金の関係のご質問なのですが、病院事業会計、議員からご説明ありましたとおり、医師の件数、看護師の件数、それと初年度に多言語化システムというタブレットの機械を入れまして、その年間の費用ということで今回アイヌ政策推進交付金が決まっております。実は前年度となる令和2年度については、ウポポイができたことによって救急の患者が増えるというようなことも踏まえての今回人件費をいただいているわけなのですが、令和2年度については10月に該当医師を採用したということで半年間はなかったということで、これは減額された。3年度については、医師は当初からいました。退職も途中であったのですが、その都度医師の確保はできていたということで、医師の人数の部分での減額ではない。ただ、単純に人件費の見合い、この分が実績見合いということで、人の入り繰りがあったものですから、今回減額となっている部分ではございます。

それとあと、ご質問にあった特にペナルティーとか、そういった部分については、今回はそれはないということで理解しております。

○議長（松田謙吾君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なければ次に、48ページから57ページ、5款労働費から7款商工費までの歳出について、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

次に、56ページから67ページ、8款土木費、9款消防費までの歳出について、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

次に、66ページから79ページ、10款教育費の歳出について、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

次に、78ページから88ページ、11款災害復旧費から14款諸支出金までの歳出について、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

次に、歳入に入ります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。
○5番（西田祐子君） その前に全体での質問を聞きたいのですけれども、よろしいですか。歳出全体。

〔「歳入歳出全体というのは最後になります」と呼ぶ者あり〕

○5番（西田祐子君） では、そのときで結構です。

○議長（松田謙吾君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

次に、歳入に入ります。5ページから7ページまでの第2表、繰越明許費補正から第4表、地方債補正について、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

次に、8ページから23ページまでの歳入全般について、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

歳入及び歳出全般について質疑漏れがあります方はどうぞ。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 先般説明いただいたときに今回の補正予算のコロナの影響による減額と、それから燃料費高騰による補正がどの程度あるかとお伺いさせていただいたのですけれども、まず燃料費のほうなのですけれども、これは指定管理している施設、体育館、プール、はまなすスポーツセンターとか入っていないのですけれども、こちらのほうはなかったのかどうなのか。また、中学校も出ていないのですけれども、なかったのかどうなのか、その辺まず1点お伺いさせてください。

それと、コロナの影響による減額のほうなのですけれども、職員研修経費が100万円、消防訓練研修経費が47万円、教職員研修経費が56万3,000円、教師力向上事業が60万円、このようになっております。これらの減額をされたということは、この1年間研修したくてもできなかった方々のものだと思うのですけれども、これらの方々を今後どのように研修に参加させていくのか、その辺をお伺いします。

○議長（松田謙吾君） 池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） まず先に、指定管理の部分の燃料費の影響があるのかというお話だったので、そちらのほうのご答弁をさせていただきます。

79ページの指定管理委託料の10款の2目の(1)、体育施設指定管理経費の中の指定管理委託料の中の体育施設、はまなすスポーツセンター、温水プールの指定管理料のうちプールを除く2館につきましては重油及び灯油の燃料代の高騰による影響額、プールにつきましては386万1,000円のうち重油の高騰によりまして252万2,000円を増額で計上させていただいております。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 燃料費の部分で中学校が上がっていなかったという部分でご

ざいますが、予算の執行状況を確認いたしまして、中学校は例年の光熱水費の状況を把握したときに、今いただいている予算の中で執行できるという確認をさせていただいて、計上はしていないという状況であります。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 研修の減額部分、今後どのようにしていくかということですが、まず今回の研修減額の部分につきましては、基本的に宿泊を伴う研修等がコロナの影響で減っています。あと、道外の研修、アカデミーとか千葉のほうに研修所があるのですが、そちらの研修も大きく減っているというところが原因でございまして、コロナの影響により出張して行くような研修というのが今のところ、研修自体が中止されるということもございまして、今後についてはコロナが明ければまた通常どおりの研修をしていくということもできると思いますけれども、年齢階層ごとにやっていく研修等については、知識とかの研修についてはオンラインとかでもやっていますので、そういった部分ですとか、コロナが継続した場合です。そういった部分ですとか、あと通常の研修をできるように、年齢層、若年層だとか何とか、そういう年齢階層別にやっている研修については引き続き、今年できなかった分は来年度に引き継ぐというような形で研修は継続していくということになります。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 燃料費のほうの金額は大体分かりました。そうしますと、大体1,100万円から1,200万円くらい燃料費が高騰されているということなのだと思いますけれども、議長も今日話をされましたけれども、ウクライナのほうの問題がありまして、燃料費が非常に値上がっている状態なので、今後とも非常に高い燃料費になっていくのではないかと思います。そうやってきた中で、白老町の町民の方々も非常に苦しくなってくるのではないかと思いますけれども、その辺の考え方だけ少し聞かせてください。今後考えられるのかどうかということだけです。国のほうも対策を考えると思うのですが、その辺どうなっていくのかということをお伺いさせていただきます。

2点目の研修なのですが、確かにズームとかいろいろな形で研修することはできるのですが、実際には宿泊して、現地でもって行ったときにほかの市町村の職員との交流の場の中で自分たちのまちなない新しい先進的な話を聞く機会が多分にあると思うのです。そういうものを大事にしていかなければ、白老町はただ決まり切ったオンラインだけの研修になってしまうと。そこは何か今後、新年度とか補正とかいろいろ考えられると思うのですが、研修できなかった職員を再度研修できるような、予算を増やしてでも私はやっていくべきではないかと思いますけれども、その辺の考え方をお伺いさせていただきます。

以上2点です。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） 1点目のウクライナとロシアの戦争と申しますか、争いの関係で、実は商工会、それから漁組とのお話を聞いておりましたので、そのお話を若干させていただきたいと思っております。

お話によると、今段階では直接状況として影響を受けているということはありませんが、西

田議員がお話をされたとおり、燃料が高騰してくるということがまず大きいということで、これから特に漁師も船を出すには燃料がかかります。それから、物流会社、こちらも物流していくには燃料として出てくる部分もございますし、ひいてはそれが各商品、食べる食品ですとか医療ですとか、様々なものに燃料の部分というか、そういった部分で転嫁されてくるおそれがあるのではないのかという心配も実はしているところでございます。

また、ウクライナが小麦の産地ということで小麦の値段が非常に高騰しているということも新聞報道等でされているところで、日本も輸入されているということもお聞きしていますので、これから食品の高騰の心配もあるということで、この辺は我々としても注視していかなければいけないという認識は持っているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 西田議員のおっしゃる部分は特に私どもも同じように考えておりまして、研修の機会の充実というのは非常に大切なことだと考えておりますので、職員の育成、職員の成長に向けて研修の機会の充実とということを進めていきたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今回の補正、コロナ関係がすごく多いのですけれども、全体として見たときに1回目、2回目の接種人数と接種率、3回目の接種状況がどういふふうになっているのか。高齢者は終わったのかどうか。

それから、コロナワクチンが一時不足しているとかといううわさみたいなのが出ましたが、そういう点でワクチンそのものは十分に充足をされているかどうか。

それから、今出ています低年齢者、子供たちへの接種については白老町としては今後どのように考えていくのか、その点だけ伺っておきたいと思えます。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） ワクチン接種の関係でございます。

初回接種の1、2回目の関係でございますが、今全体としましては89.5%の方が接種しております。65歳以上の方だけを見ますと、93.5%の方が1、2回目、初回接種をしている状況でございます。3回目の接種状況につきましては、3月7日現在になります。全体として58.9%、1万3,386の方が対象者と考えているのですが、7,858の方が接種されている状況です。65歳以上だけを見ますと、78.9%の方が接種されております。予約状況を見ますと、全体で今78.7%の方が予約されております。高齢者だけを見ますと90%ですので、この方たちが順次行いますと、全体で3月末ぐらいをめどに8割以上の方が打っているような環境になってきていると思っております。

また、ワクチンの供給に関しては、現状は足りないという状況ではございません。順調にモデルナとファイザーのワクチンは各市町村に配付されているような状況でございます。

あと、小児の接種でございます。5歳から11歳までの方でございまして、現状3月の下旬から開始する考えでおります。町立病院の協力を得ながら接種していく考えでおります。

以上でございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。分かりました。3回目、もう少し進む、予約者ももう少しあってもいいのかと思うのだけれども、そこら辺の体制強化というのか、実際にはどれだけ効くかよく分からないけれども、やっぱり3回目まで打ったほうがいいのではないかと私は思っていますので、ここはもう少し強化する必要があるのではないかと。

子供たちについては理解しました。これは国の方針どおりにやるということでしょうから、きちんとした形の中で合意を得た上でやると、親御さんも含めた合意を含めてやるということですから、いいと思います。

それから、もう一つ、今日の報道では先週6人、その前20でその前10かな、漸減していることは確かですけれども、情報があればの話で結構ですから、苫小牧市が大量に出ていますから、そういう影響があるのでしょうかけれども、白老町での感染での特徴みたいなもの、クラスターは出ていないから、新聞報道されないのだけだと思うのだけれども、白老町での感染の状況や発熱外来の増えているのか減っているのか、そこら辺あたりはつかんでいる範囲で結構ですから、どんな状況ですか。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） ワクチンの接種の関係でございます。

予約は先ほど言いました8割程度ですので、これはほかの市町村に比べると大きく進んでいるものだと思います。ただ、傾向を見ますと3回目の接種を控えている可能性も出てきているのかなど。様子うかがいです。少し予約のところは鈍化しておりますので、この辺のところがどうなるかというのは見ているところです。先ほども申し上げたとおり、3月を大きなめどとしております。4月以降におきましては個別接種ということで町内の病院のほうで打っていくような体制を取っておりますので、この辺はこういう形で進めていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 発熱外来のご質問ですので、町立病院の受診状況でございます。

一気に感染者が増えた1月中旬から2月の中旬ぐらいまでには、それまで昨年までは通常の発熱外来、1日大体5件か6件で推移していました。ただ、1月中旬から2月中旬ぐらいまでは倍以上の十五、六件という方が受診をしたと。陽性率も約半数の方、大体7人、8人ぐらいの方が一時陽性が出たという時期もございました。現在なのですが、2月の中旬ぐらいから落ち着きが出てきまして、発熱外来の患者数は1日大体10名ぐらいと。ただ、陽性の方はかなり少なくなって大体1割、1人、2人というところで現在動いているという状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。分かりました。

それで、実際に約90%ぐらいの人が1回目、2回目打っているわけです。打てない人と打てるのだけれども、打っていない人、そんな状況というのは分かるものなのですか。何を言いたいかというと、白老町全体が抗体ができないと駄目ですし、3回目の接種がもう少し進むためには何が必要なのかとかと思うし、そういうことがきちんといった段階で初めてコロナ全体がインフルエンザと同じような形になっていくだろうと。世界的には、また日本全体としてはそ

ちらの方向にずっと傾いていっているから、そこら辺はこれぐらいの率でいくのは町としては仕方がないというような状況なのでしょうか。それだけ伺っておきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） ワクチンの接種につきましては強制できるものではございませんので、町民の方がご理解をいただいた中で打っている状況だと思います。ただ、先ほども申し上げたように、率としましては大きく8割から9割程度になろうかと思えます。ご自身の選択になりますので、町としましては可能な限り情報発信しながら打っていくように持っていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第13号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（松田謙吾君） 日程第8、議案第2号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、議2―1をお開きください。議案第2号でございます。令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

令和3年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,174万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,109万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 令和3年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（松田謙吾君） 日程第9、議案第3号 令和3年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、議3-1のほうをお開きください。議案第3号 令和3年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,504万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 令和3年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 令和3年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（松田謙吾君） 日程第10、議案第4号 令和3年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） それでは、議4―1をお開きください。議案第4号 令和3年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,008万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億461万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又でございます。私は、6ページ、7ページの保険給付費の1目特定入所者介護サービス費、こちら1,330万円増額ということで、こちらは議案説明の中では実績見合いの増額というご説明でしたが、もう少し詳細をお聞きしたく質問いたしました。

よろしくお願ひいたします。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 特定入所者介護サービス経費でございますが、こちらは施設とか、それから施設に入所される方の食費だとか居住費、それからショートステイについての食費、居住費について所得の低い方についての分を補足給付で負担するということになりますが、こちらは当初予算で見ていたのは第8期の介護保険の事業計画で、これは実は以前からも大淵議員の一般質問等でもお話をさせていただいていたのですが、昨年8月に制度の改正がございまして、いろいろ金額的なものが変わっております。そこも見込んで第8期の計画の中ではかなり、要するに結局それぞれの方の負担が上がる分、町の負担としては給付費としては下がるという想定の下、こちらのほうを見ておりました。ただ、實際上8期で見ていた計画よりは町の負担、うちのほうの給付費は多くなっているというところがあったものですから、減になる分を多く見過ぎたというか、過大にもっと下がるだろうという想定で8期の計画で見ていた分がそれほど減にならなかったというところで今回の増額になったということでございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。そこで、これも町民の方々にとっては、入所される方にとっては所得が低い方は負担が増えてという厳しい実態があるというところで、本当に端的でいいのですけれども、その辺の声はしっかりと届いていますかというところだけ確認させていただきます。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） こちらは実際に担当者とも話をしておりますけれども、申請に見えて、こちらで通帳とか見せていただいて、その預金の状況とかも見せていただいて、実際に対象になるかどうかという説明をさせていただきます。それから、所得の状況とかも確認しておりますけれども、制度によって負担が増えるというところについて厳しいと、当然2万円とか一月に変わってくる方も数多くいらっしゃいますので、現状としてはなかなか厳しいという声は担当者のほうにも来ておりますし、私のほうでもそういった方が多くいらっしゃるというところは聞いております。

○議長（松田謙吾君） ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 令和3年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定

することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 令和3年度白老町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（松田謙吾君） 日程第11、議案第5号 令和3年度白老町水道事業会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

野宮上下水道課長。

○上下水道課長（野宮淳史君） 議5-1をお開きください。議案第5号 令和3年度白老町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条 令和3年度白老町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度白老町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額3億5,821万円、補正予定額400万円、計3億6,221万円。

第1項営業費用、既決予定額3億3,327万8,000円、補正予定額400万円、計3億3,727万8,000円。

令和4年2月21日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 令和3年度白老町水道事業会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計
補正予算（第5号）

○議長（松田謙吾君） 日程第12、議案第6号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） それでは、議6―1をお開き願います。議案第6号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）。

第1条 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款病院事業収益、既決予定額9億3,075万7,000円、補正予定額511万7,000円、計9億3,587万4,000円。

第2項医業外収益、既決予定額3億3,368万8,000円、補正予定額511万7,000円、計3億3,880万5,000円。

第1款病院事業費用、既決予定額9億3,075万7,000円、補正予定額マイナス117万9,000円、計9億2,957万8,000円。

第1項医業費用、既決予定額9億2,698万6,000円、補正予定額マイナス117万9,000円、計9億2,580万7,000円。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入、既決予定額7,934万円、補正予定額マイナス216万2,000円、計7,717万8,000円。

第1項出資金、既決予定額6,190万1,000円、補正予定額マイナス216万2,000円、計5,973万9,000円。

第1款資本的支出、既決予定額7,934万円、補正予定額マイナス216万2,000円、計7,717万8,000円。

第1項建設改良費、既決予定額7,934万円、補正予定額マイナス216万2,000円、計7,717万8,000円。

令和4年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時59分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎報告第1号 例月出納検査の結果報告について

報告第2号 財政的援助団体等の監査の結果報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第13、報告第1号 例月出納検査の結果報告について、報告第2号 財政的援助団体等の監査の結果報告についてを一括議題に供します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体等の監査の結果を同条第9項の規定により、それぞれ監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第1号及び報告第2号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

○議長（松田謙吾君） 日程第14、報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）を議題に供します。

提出者から説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 報3-1をお開きください。報告第3号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月8日提出。白老町長。

記については、朗読を省略させていただきます。

次のページをお開きください。専決処分書です。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

令和4年2月24日専決。白老町長。

- 1、損害賠償の額、33万6,599円。
- 2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

次のページ、説明であります。事故の発生状況でございます。

- 1、日時、令和4年1月3日月曜、午後12時55分頃。
- 2、場所、白老町字萩野84番地137地先、国道36号。
- 3、当事者は、甲、乙、記載のとおりでございます。

4、状況でございますが、令和4年1月3日月曜午後12時55分頃、甲が救急要請による出動のため現場へ向かっていたところ、対向車線を走行していた車両がスリップし、甲車走行車線の路肩に乗り上げたため、避けようとハンドルを操作した際、時計回りに回転しながら対向車線へスリップし、バス停付近に停車していた乙車右側前方部と甲車左側前方部が衝突したものであります。

5、損害の程度、甲車、左側フロントバンパーの損傷、乙車、右側フロントフェンダー、フロントドアの損傷。

6、損害賠償額、本件は、路面凍結により甲車がスリップした先に乙車が停車していたことにより発生した事故であることから、甲が乙車の修理費用及び代車費用33万6,599円全額を乙に対して支払うことで示談する。なお、損害賠償額については、全額保険により補填されるものであります。

補足でございますが、救急車の修理費用につきましては20万156円でございます。町が全額を保険によって対応するものでございます。

次のページ、事故発生状況の図面をつけてございます。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第3号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定
について）

○議長（松田謙吾君） 日程第15、報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決

定について)を議題に供します。

提出者から説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長(高尾利弘君) 報4—1をお開きください。報告第4号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月8日提出。白老町長。

記については、朗読を省略させていただきます。

次のページをお開きください。専決処分書です。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

令和4年2月28日専決。白老町長。

- 1、損害賠償の額、3万4,756円。
- 2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

次のページ、説明でございます。事故の発生状況です。

- 1、日時、令和3年12月3日金曜日、午前8時頃。
- 2、場所、白老町川沿4丁目7番地先、町道北中央通り。
- 3、当事者は、甲、乙、記載のとおりでございます。

4、状況についてですが、令和3年12月3日金曜午前8時頃、甲が運行するデマンドバスを本事業の受託業者が陣屋通方面へ走行していた際、走行車線へ進入してきた乙車を避けることができず、甲車右側と乙車左側前方部が衝突したものであります。

5、損害の程度、甲車、右側ボディー、リアタイヤの損傷、乙車、右側フロントバンパー、ウインカーの損傷。

6、損害賠償額、本件は、乙車が甲車走行車線に進入する際に前方確認を怠ったため発生した事故であることから、甲は乙車の修理費用23万1,704円のうち過失割合1割5分の3万4,756円を乙に対して支払うことで示談する。なお、損害賠償額については、全額保険により補填されるものでございます。

補足でございますが、デマンドバスの修理費用は36万3,374円で、過失割合15%であるため、町が5万4,506円を保険により対応し、残り30万8,868円は相手方が負担するものであります。

次のページに事故の発生状況の図面をつけてございます。

○議長(松田謙吾君) ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) なしと認めます。

報告第4号は、これをもって報告済みといたします。

- ◎議案第16号 白老町産業振興基金条例の制定について
- 議案第17号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 白老町地域公共交通運行条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 白老駅北観光商業ゾーン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 白老町立特別養護老人ホーム事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 7号 令和4年度白老町一般会計予算
- 議案第 8号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 9号 令和4年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第10号 令和4年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- 議案第11号 令和4年度白老町介護保険事業特別会計予算
- 議案第12号 令和4年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
- 議案第13号 令和4年度白老町水道事業会計予算
- 議案第14号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第15号 令和4年度白老町下水道事業会計予算

○議長（松田謙吾君） 日程第16、議案第16号 白老町産業振興基金条例の制定について、議

案第17号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 白老町地域公共交通運行条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 白老町北観光商業ゾーン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 白老町立特別養護老人ホーム事業基金条例を廃止する条例の制定について、議案第7号 令和4年度白老町一般会計予算、議案第8号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案第9号 令和4年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第10号 令和4年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第11号 令和4年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第12号 令和4年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第13号 令和4年度白老町水道事業会計予算、議案第14号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、議案第15号 令和4年度白老町下水道事業会計予算、以上令和4年度各会計予算9件とこれに関連する条例の一部改正及び廃止の議案10件、合わせて19議案を一括して議題に供します。

順次議案の提案を求めます。

議案第16号 白老町産業振興基金条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 議案第16号の提案を願います。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議案書、議16—1をお開きください。議案第16号 白老町産業振興基金条例の制定について。

白老町産業振興基金条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年2月21日提出。白老町長。

条文の朗読は、省略させていただきます。

次に、議16—2をお開きください。附則です。

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（白老町農業振興基金条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

（1）白老町農業振興基金条例

（2）白老町商工業振興基金条例

（3）白老町水産業振興基金条例

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる条例の規定により

設置されていた基金に属する現金は、この条例の規定により設置される基金に属する現金とみなす。

続きまして、議案説明です。議16—3をお開きください。基金の有効かつ効果的な活用を図ることを目的として、白老町農業振興基金、白老町商工業振興基金及び白老町水産業振興基金を統合し、本町の産業振興に要する資金に充てるため、本条例を制定するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町産業振興基金条例

(設置)

第1条 白老町の産業振興に要する資金に充てるため、白老町産業振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、指定寄附金及び予算で定める額を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第5条 基金の設置目的を達成しようとする必要が生じたときは、町長は所定の予算を定め処分するものとする。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(白老町農業振興基金条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 白老町農業振興基金条例（昭和56年条例第22号）

(2) 白老町商工業振興基金条例（昭和59年条例第18号）

(3) 白老町水産業振興基金条例（平成元年条例第47号）

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる条例の規定により設置されていた基金に属する現金は、この条例の規定により設置される基金に属する現金とみなす。

議案第17号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 次、議案第17号の提案を願います。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議17—1、議案第17号でございます。職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年2月21日提出。白老町長。

改正条文の朗読は、省略させていただきます。

議17—3をお開きください。議案説明であります。令和3年8月10日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与等の改定を行うことが必要であるとして、特別給の支給月数0.15月分の引下げ等の勧告を行った。国においては、令和4年度から勧告どおり実施するとともに、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を設ける法律改正が行われることから、本町においてもこれに準じるため、本条例の一部を改正するものである。

次のページ、新旧対照表については朗読を省略させていただきます。

前のページ、議17—2にお戻りください。附則です。

第1項、この条例は、公布の日から施行する。

第2項以下については朗読を省略させていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条による改正）

改正前	改正後
(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

<p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>
--	--

白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第2条による改正）

改正前	改正後
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第17条の2第3項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、第17条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「第1項に規定する職員の職にある職員及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3～4 略</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第17条の2第3項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、第17条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「第1項に規定する職員の職にある職員及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第19条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3～4 略</p>

議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 続いて、議案第18号の提案を願います。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議18—1、議案第18号であります。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年2月21日提出。白老町長。

改正条文の朗読は、省略させていただきます。

議18—3をお開きください。議案説明であります。令和3年8月10日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与等の改定を行うことが必要であるとして、特別給の支給月数0.15月分の引下げ等の勧告を行った。国においては、令和4年度から勧告どおり実施

するとともに、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を設ける法律改正が行われることから、一般職の期末、勤勉手当の支給割合を準拠している特別職の職員で常勤のもの
の期末手当の支給割合についても国に準じるため、本条例の一部を改正するものである。

次のページ、新旧対照表については朗読を省略させていただきます。

議18—1にお戻りください。附則でございます。

施行期日、第1項、この条例は、公布の日から施行する。

第2項以下については朗読を省略させていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料月額に <u>100分の222.5</u> を乗じて得た額にそれぞれ100分の15を加算した額とする。	(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料月額に <u>100分の215</u> を乗じて得た額にそれぞれ100分の15を加算した額とする。

議案第19号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 続いて、議案第19号の提案を願います。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議19—1、議案第19号であります。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年2月21日提出。白老町長。

改正条文の朗読は、省略させていただきます。

議19—3をお聞きください。議案説明であります。令和3年8月10日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与等の改定を行うことが必要であるとして、特別給の支給月数0.15月分の引下げ等の勧告を行った。国においては、令和4年度から勧告どおり実施するとともに、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を設ける法律改正が行われることから、一般職の期末、勤勉手当の支給割合を準拠している議会議員の期末手当の支給割合についても国に準じるため、本条例の一部を改正するものである。

次のページ、新旧対照表については朗読を省略させていただきます。

議19—1にお戻りください。附則でございます。

施行期日、第1項、この条例は、公布の日から施行する。

第2項以下については朗読を省略させていただきます。
 よろしくご審議のほどお願いいたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの議員報酬月額に <u>100分の222.5</u> を乗じて得た額にそれぞれ100分の15を加算した額とする。	(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの議員報酬月額に <u>100分の215</u> を乗じて得た額にそれぞれ100分の15を加算した額とする。

議案第20号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部
 を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 続いて、議案第20号の提案を願います。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議20—1、議案第20号であります。白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年2月21日提出。白老町長。

改正条文の朗読は、省略させていただきます。

議20—3をお開きください。議案説明であります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部が改正され、労働者の離職の防止及び仕事と育児の両立のため育児休業を取得しやすい雇用環境整備を目的とした有期雇用者の育児休業取得要件の緩和が行われたことに伴い、国においても令和4年4月1日より非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和を実施することとする法律改正が行われることから、本町においてもこれに準じて改正を行うため、本条例の一部を改正するものである。

次のページ、新旧対照表については朗読を省略させていただきます。

議20—2にお戻りください。附則です。

施行期日、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第22号 白老町地域公共交通運行条例の一部を改正する
 条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 次、議案第22号の提案を願います。

富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 議22—1をお開きください。議案第22号 白老町地域公共交通運行条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町地域公共交通運行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年2月21日提出。白老町長。

条文の朗読は、省略させていただきます。

附則でございます。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議22—2をお開きください。議案説明でございます。町内を運行する地域公共交通の利便性を向上し利用促進を図るべく、回数券を発行し、もって地域住民のさらなる福祉の増進に資するため、本条例の一部を改正するものでございます。

議22—3、新旧対照表につきましては朗読を省略させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町地域公共交通運行条例新旧対照表

改正前	改正後						
(使用料) 第5条 地域公共交通を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料（以下「運賃」という。）を納付しなければならない。	(使用料) 第5条 地域公共交通を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、別表第1又は別表第2に定める使用料（以下「運賃」という。）を納付しなければならない。						
2 略	2 略						
別表（第5条関係）	別表第1（第5条関係）						
略	略						
	別表第2（第5条関係）						
	<table border="1"><thead><tr><th>回数券の種類</th><th>枚数</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>100円券</td><td>12枚</td><td>1,000円</td></tr></tbody></table>	回数券の種類	枚数	金額	100円券	12枚	1,000円
回数券の種類	枚数	金額					
100円券	12枚	1,000円					

議案第23号 白老駅北観光商業ゾーン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 次に、議案第23号の提案を願います。

工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） それでは、議23—1をお開きください。議案第23号でございます。白老駅北観光商業ゾーン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老駅北観光商業ゾーン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年2月21日提出。白老町長。

議23—3をお開きください。附則でございます。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議23—4をお開きください。議案説明でございます。白老駅北観光商業ゾーンに新たに設置する物販施設について開館時間や利用料金等を定めるほか、既存施設の開館時間等を実態に合わせ変更するとともに、物販施設の利用料金について、新型コロナウイルス感染症の影響による本町の経済状況を鑑み、時限的に減額措置を設けるため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老駅北観光商業ゾーン設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正前	改正後															
(観光商業ゾーンの構成)	(観光商業ゾーンの構成)															
第4条 略	第4条 略															
(1) 略	(1) 略															
	(2) <u>物販施設</u>															
	(3) <u>遊具施設</u>															
(2) 略	(4) 略															
(3) 略	(5) 略															
(4) 略	(6) 略															
(5) 略	(7) 略															
(6) 略	(8) 略															
(利用許可)	(利用許可)															
第10条 第4条第1号、第2号及び第4号(移動販売スペースに限る。)に掲げる施設を利用しようとする者(施設の全部又は一部を占有する者に限る。)は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。	第10条 第4条第1号、第2号、 <u>第4号及び第6号</u> (移動販売スペースに限る。)に掲げる施設を利用しようとする者(施設の全部又は一部を占有する者に限る。)は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。															
2 略	2 略															
別表第1(第9条関係)	別表第1(第9条関係)															
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>開館時間</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光インフォメーションセンター</td> <td>午前8時から 午後6時まで</td> <td>12月29日 から翌年の1 月3日まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分	開館時間	休館日	観光インフォメーションセンター	午前8時から 午後6時まで	12月29日 から翌年の1 月3日まで	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>開館時間</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光インフォメーションセンター</td> <td>午前9時から 午後6時まで</td> <td>12月29日 から翌年の1 月3日まで</td> </tr> <tr> <td>物販施設</td> <td>午前9時から 午後8時まで</td> <td><u>週3日までの 範囲内で施設 利用許可を受</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	開館時間	休館日	観光インフォメーションセンター	午前9時から 午後6時まで	12月29日 から翌年の1 月3日まで	物販施設	午前9時から 午後8時まで	<u>週3日までの 範囲内で施設 利用許可を受</u>
区分	開館時間	休館日														
観光インフォメーションセンター	午前8時から 午後6時まで	12月29日 から翌年の1 月3日まで														
区分	開館時間	休館日														
観光インフォメーションセンター	午前9時から 午後6時まで	12月29日 から翌年の1 月3日まで														
物販施設	午前9時から 午後8時まで	<u>週3日までの 範囲内で施設 利用許可を受</u>														

交流広場	略	略
公衆トイレ (24時間ト イレ)		
駐車場		
園路		
その他付帯施 設		

別表第2 (第15条関係)

1 観光インフォメーションセンター
略

2 交流広場
略

3 駐車場
略

附 則

1～2 略

	設利用許可を 受けた利用者 の定めによる (1日4時間 以上の利用に 限る)	けた利用者の 定めによる
遊具施設	午前10時か ら午後4時ま で	11月1日か ら翌年の4月 15日まで
交流広場	略	略
公衆トイレ (24時間ト イレ)		
駐車場		
園路		
その他付帯施 設		

別表第2 (第15条関係)

1 観光インフォメーションセンター
略

2 物販施設

区分	単位	金額
物販施設	1室/月額	37,000円に光 熱水費の実費を加 えた額

3 交流広場
略

4 駐車場
略

附 則

1～2 略

3 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
の間に限り、別表第2物販施設の項中「37,00
0円」とあるのは「27,000円」とする。

議案第24号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 次、議案第24号の提案を願います。

野宮上下水道課長。

○上下水道課長（野宮淳史君） 議24—1をお開きください。議案第24号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年2月21日提出。白老町長。

改正条文の朗読は、省略させていただきます。

一番下の附則でございます。附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。平成22年12月から時限的に進めてきた水道料金の減額措置については、本年度末をもって期間終了を迎えるところであるが、いまだに新型コロナウイルス終息の見通しが見えない状況を鑑み、引き続き町民及び事業者の経済的な負担軽減を図るため減額期間を1年間延長するため、本条例の一部を改正するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町水道事業給水条例新旧対照表

改正前	改正後
附 則 1～7 略 附則別表（附則第7項関係） ※別表詳細 略	附 則 1～7 略 <u>8 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで</u> <u>の間に限り、第26条中「別表第2」とあるのは「附</u> <u>則別表」とする。</u> 附則別表（附則第8項関係） ※別表詳細 略

議案第25号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 次、議案第25号の提案を願います。

早弓消防長。

○消防長（早弓 格君） 議25—1をお開きください。議案第25号です。白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年2月21日提出。白老町長。

改正文の朗読は、省略させていただきます。

次のページ、議25—2になります。附則でございます。この条例は、令和4年4月1日から

施行する。

議案説明でございます。災害の多発化、激甚化により消防団員の役割が多様化している状況を鑑み、消防団の処遇改善を図り地域防災力の強化を図るべく消防庁より報酬等の基準が示されたことから、本町においても同基準に準じ、年額報酬を引き上げるとともに、活動実態に見合った出動報酬制度を創設することのほか、所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、新旧対照表については省略させていただきます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町水道事業給水条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき消防団の設置、名称、区域及び消防団員（以下「団員」という。）の定数並びに団員の任用、<u>給与</u>、分限、懲戒、服務その他身分の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(服務規律)</p> <p>第10条 団員は、団長の招集によって出動し服務するものとする。招集を受けない場合であっても<u>水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに</u>出動し服務に就かなければならない。</p> <p>第14条 略</p> <p>(1) 住民に対し常に<u>水火災</u>の予防及び警戒心の喚起に務め、災害に際しては身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならない。</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p><u>(給与)</u></p> <p>第15条 <u>団員には、別表により報酬を支給する。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき消防団の設置、名称、区域及び消防団員（以下「団員」という。）の定数並びに団員の任用、<u>報酬</u>、分限、懲戒、服務その他身分の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(服務規律)</p> <p>第10条 団員は、団長の招集によって出動し服務するものとする。招集を受けない場合であっても<u>災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに</u>出動し服務に就かなければならない。</p> <p>第14条 略</p> <p>(1) 住民に対し常に<u>災害</u>の予防及び警戒心の喚起に務め、災害に際しては身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならない。</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p><u>(報酬)</u></p> <p>第15条 <u>団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。</u></p> <p><u>2 団員には、別表第1により年額報酬を支給する。</u></p> <p><u>3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合は、別表第2により出動報酬を支給する。</u></p>

(報酬の支給方法)

第16条 略

2 略

(費用弁償)

第17条 団員が公務に従事したときは、次の各号により費用弁償を支給する。

(1) 水火災、警戒又は搜索の場合 1回につき6,000円。ただし、5時間を超えて従事した場合は、以後1時間の区分毎に1,200円を加算して支給する。

(2) 訓練又は予防査察の場合 1回につき4,000円。ただし、5時間を超えて従事した場合は、以後1時間の区分毎に800円を加算して支給する。

(3) 会議その他の場合 3,000円

2 団員が公務のため旅行した場合、費用弁償として旅費を支給するものとし、その支給方法及び支給額等については、白老町職員等の旅費に関する条例(昭和26年条例第10号)の職員以外の者の旅費規定を準用する。ただし、前項の規定により費用弁償の支給を受けた場合は、日当は支給しないものとする。

別表(第15条関係) 報酬

区分	報酬額			
	団長	副団長	分団長	
年額報酬	円	円	円	
	78,000	62,000	46,000	
	副分団長	部長	班長	団員
	円	円	円	円
	38,000	33,000	28,000	26,000

(報酬の支給方法)

第16条 略

2 略

3 出勤報酬は、出勤回数に応じて、翌月末日までに支給する。

(費用弁償)

削る。

第17条 団員が公務のため旅行した場合、費用弁償として旅費を支給するものとし、その支給方法及び支給額等については、白老町職員等の旅費に関する条例(昭和26年条例第10号)の職員以外の者の旅費規定を準用する。ただし、第15条第3項の規定により出勤報酬の支給を受けた場合は、日当は支給しないものとする。

別表第1(第15条関係)

区分	年額報酬
団長	82,500円
副団長	69,000円
分団長	50,500円
副分団長	45,500円
部長	37,000円
班長	37,000円
団員	36,500円

別表第2(第15条関係)

区分	出勤報酬
災害	1日 8,000円(5時間を

	<u>警戒</u> <u>捜索</u>		<u>超えて従事した場合は、</u> <u>1時間につき1,600</u> <u>円を加算)</u>
	<u>訓練</u> <u>予防査察</u> <u>会議その他</u>	1日	<u>3,500円(4時間を</u> <u>超えて従事した場合は、</u> <u>1時間につき875円</u> <u>を加算)</u>
備考 2以上の職務に従事した場合は、出勤報酬の額は日額のうち最も高い額の出勤報酬により算定した額を支給する。			

議案第27号 白老町立特別養護老人ホーム事業基金条例を
廃止する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 次、議案第27号の提案を願います。

下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 議27—1をお開きください。議案第27号 白老町立特別養護老人ホーム事業基金条例を廃止する条例の制定について。

白老町立特別養護老人ホーム事業基金条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年2月21日提出。白老町長。

白老町立特別養護老人ホーム事業基金条例は、廃止する。

附則でございます。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

次のページの議27—2をお開きください。議案説明です。本基金は、特別養護老人ホームのなご一層の充実を図るために設置したものであるが、令和4年4月1日から白老町立特別養護老人ホーム寿幸園を民営化することに伴い事業が終了するため、本条例を廃止するものである。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 次の議案の前にお諮りいたします。

予算議案の提案についてであります。第1表、歳入歳出予算、第2表、債務負担行為、第3表、地方債の朗読は、議案説明会において説明されておりますので、省略させることとしてよろしいか、お諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱うことといたします。

議案第7号 令和4年度白老町一般会計予算

○議長（松田謙吾君） 議案第7号の提案を願います。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） それでは、予算書を御覧いただければと思います。予算書の1ページになります。議案第7号 令和4年度白老町一般会計予算。

令和4年度白老町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107億円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年2月21日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第8号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計予算

○議長（松田謙吾君） 次、議案第8号の提案を願います。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、特別会計の予算書のほうを御覧ください。議8—1をお開きください。議案第8号でございます。令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計予算。

令和4年度白老町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億5,090万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9億円

と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第9号 令和4年度白老町後期高齢者医療事業特別会計 予算

○議長(松田謙吾君) 次に、議案第9号の提案を願います。

久保町民課長。

○町民課長(久保雅計君) 続きまして、議9-1のほうをお開きください。議案第9号でございます。令和4年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算。

令和4年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億7,144万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第10号 令和4年度白老町港湾機能施設整備事業特別 会計予算

○議長(松田謙吾君) 次に、議案第10号の提案を願います。

藤澤産業経済課参事。

○産業経済課参事(藤澤文一君) 議案第10号をお開きください。議案第10号 令和4年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算。

令和4年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,966万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,900万円と定める。

令和4年2月21日提出。白老町長。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第11号 令和4年度白老町介護保険事業特別会計予算

○議長（松田謙吾君） 次、議案第11号の提案を願います。

山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 議案第11号でございます。令和4年度白老町介護保険事業特別会計予算。

令和4年度白老町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億1,945万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

（2）各項に計上した報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第12号 令和4年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算

○議長（松田謙吾君） 次、議案第12号の提案を願います。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 議案第12号 令和4年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算。

令和4年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,264万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

5,000万円と定める。

令和4年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いします。

議案第13号 令和4年度白老町水道事業会計予算

○議長（松田謙吾君） 次、議案第13号の提案を願います。

野宮上下水道課長。

○上下水道課長（野宮淳史君） それでは、別冊の水道事業会計予算書をお開き願います。議案第13号 令和4年度白老町水道事業会計予算。

（総則）

第1条 令和4年度白老町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給水予定戸数 8,951戸。

（2）1日平均給水量 5,811立方メートル。

（3）年間総給水量 212万1,172立方メートル。

（4）主要な建設改良事業、配水施設改良事業1億300万円。浄水施設整備事業2,486万円。

次のページでございます。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益3億6,339万4,000円。各項は記載のとおりでございます。

支出、第1款水道事業費用3億5,045万1,000円。各項は記載のとおりでございます。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,390万5,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,402万3,000円、損益勘定留保資金1億6,988万2,000円で補てんするものとする。

収入、第1款資本的収入5,000万円。第1項は記載のとおりでございます。

支出、第1款資本的支出2億3,390万5,000円。各項は記載のとおりであります。

（企業債）

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業、限度額5,000万円。起債の方法、利率及び償還の方法については記載のとおりでございます。

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費6,216万7,000円。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,640万9,000円と定める。

令和4年2月21日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第14号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

○議長(松田謙吾君) 次、議案第14号の提案を願います。

村上病院事務長。

○病院事務長(村上弘光君) それでは、別冊の病院事業会計の予算書をお開き願います。議案第14号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算。

(総則)

第1条 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数 58床。

(2) 年間患者数、入院 6,570人。外来 2万8,431人。

(3) 1日平均患者数、入院 18人。外来 117人。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款病院事業収益9億520万5,000円。各項は記載のとおりでございます。

支出、第1款病院事業費用9億520万5,000円。各項は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款資本的収入1億2,215万4,000円。各項は記載のとおりでございます。

支出、第1款資本的支出1億2,215万4,000円。第1項は記載のとおりでございます。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、期間、限度額は、記載のとおりでございます。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、6億円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 給与費 5億157万2,000円。

(2) 交際費63万9,000円。

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業の運営に要する経費について、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3億981万8,000円と定める。

次のページでございます。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、8,191万8,000円と定める。

令和4年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いします。

議案第15号 令和4年度白老町下水道事業会計予算

○議長(松田謙吾君) 次に、議案第15号の提案を願います。

野宮上下水道課長。

○上下水道課長(野宮淳史君) それでは、別冊の下水道事業会計予算書の1ページをお開き願います。議案第15号 令和4年度白老町下水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和4年度白老町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量 210万1,500立方メートル。

(2) 1日平均処理水量 5,800立方メートル。

(3) 排水区域面積 842ヘクタール。

(4) 主要な建設改良事業、公共下水道事業 2億8,706万2,000円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款下水道事業収益11億5,115万7,000円。各項は記載のとおりでございます。

支出、第1款下水道事業費用11億1,112万4,000円。各項は記載のとおりでございます。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億4,317万6,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,098万1,000円、損益勘定留保資金3億3,219万5,000円で補てんするものとする。

収入、第1款資本的収入5億3,771万7,000円。各項は記載のとおりでございます。

支出、第1款資本的支出8億8,089万3,000円。各項は記載のとおりでございます。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。
事項、水洗便所改造資金利子補給、期間、令和5年度より令和8年度、限度額10万円。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
起債の目的、公共下水道事業債、限度額7,390万円、資本費平準化債2,740万円、下水道事業債750万円。起債の方法、利率及び償還の方法については記載のとおりでございます。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 下水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用。

(2) 資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費6,137万5,000円。

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は5億6,507万3,000円である。

令和4年2月21日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(松田謙吾君) ただいま議案第7号から第15号までの各会計予算9件とこれに関連する議案10件、合わせて19件について議案の提案が終わりました。

ここでお諮りいたします。これら令和4年度各会計予算とこれに関連する議案を本会議で審議することは困難であると思われま。

そこで、慣例により議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、慎重審議を行うことが適切と考えます。

よって、ここに特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) ご異議なしと認めます。

議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

なお、この特別委員会に付託する案件は、議案第7号から第15号までの令和4年度各会計予算9件と関連議案10件、合わせて19件であります。これを一括して同特別委員会に付託し、審査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました議案19件を同特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、委員会条例第7条第2項の規定により特別委員会では委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時51分

○議長（松田謙吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告について

○議長（松田謙吾君） この際諸般の報告をいたします。

ただいま休憩中に特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

委員長に吉谷一孝議員、副委員長に佐藤雄大議員、付託案件の審査方よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。本会議は明日9日10時から引き続き再開いたします。本日はこれをもって散会いたします。

（午後 1時51分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 大 淵 紀 夫

署 名 議 員 吉 谷 一 孝

署 名 議 員 小 西 秀 延